

# 国際保健規則(IHR)に基づく 活動について



# 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態

Public Health Emergency of International Concern (PHEIC)

## 概要

- 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」とは、国際保健規則（IHR）に基づく、次のような事態。
  - （1）疾病の国際的拡大により、他国に公衆衛生上の危険をもたらすと認められる事態
  - （2）緊急に国際的対策の調整が必要な事態
- WHO事務局長は、当該事象が発生している国と協議の上、緊急委員会の助言等を踏まえ、PHEICを構成するか否かを認定し、保健上の措置に関する勧告を行う。
- 勧告には、当該緊急事態が発生した国又は他国が疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通に対する不要な阻害を回避するために人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び／又は郵便小包に関して実施する保健上の措置（例：出入国制限、健康監視、検疫、隔離等）を含めることができる。ただし、拘束力はなく、また勧告に従わない場合の規程等もない。

## PHEICに至った事例

- 2009年4月-2010年8月 豚インフルエンザA(H1N1)
- 2014年5月-現在 野生型ポリオウイルスの国際的拡大
- 2014年8月-2016年3月 西アフリカでのエボラ出血熱の拡大
- 2016年2月-11月 ジカウイルス感染症に関連する小頭症と神経障害の多発
- 2018年10月-2020年6月 コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱
- 2020年1月-現在 新型コロナウイルス感染症
- 2022年7月-現在 サル痘ウイルスの国際的拡大

## 潜在的PHEICの構成要素

- 原因を問わず、国際的な公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象：
  - 1) 重大な健康被害を起こすリスクのある事象
  - 2) 予測不可能、または、非典型的な事象
  - 3) 国際的に拡大するリスクのある事象
  - 4) 国際間交通や流通を制限するリスクのある事象
- 上記4つのうち、**いずれか2つに事象が該当**するかという質問に「はい」と答えた参加国は、**潜在的なPHEIC**として、国際保健規則第6条に基づき、**WHOに通報しなければならない**。

# PHEICを構成するおそれのある事象の評価及び通報のための決定手続き

国際保健規則(2005)附録第2: IHR(2005) Annex 2

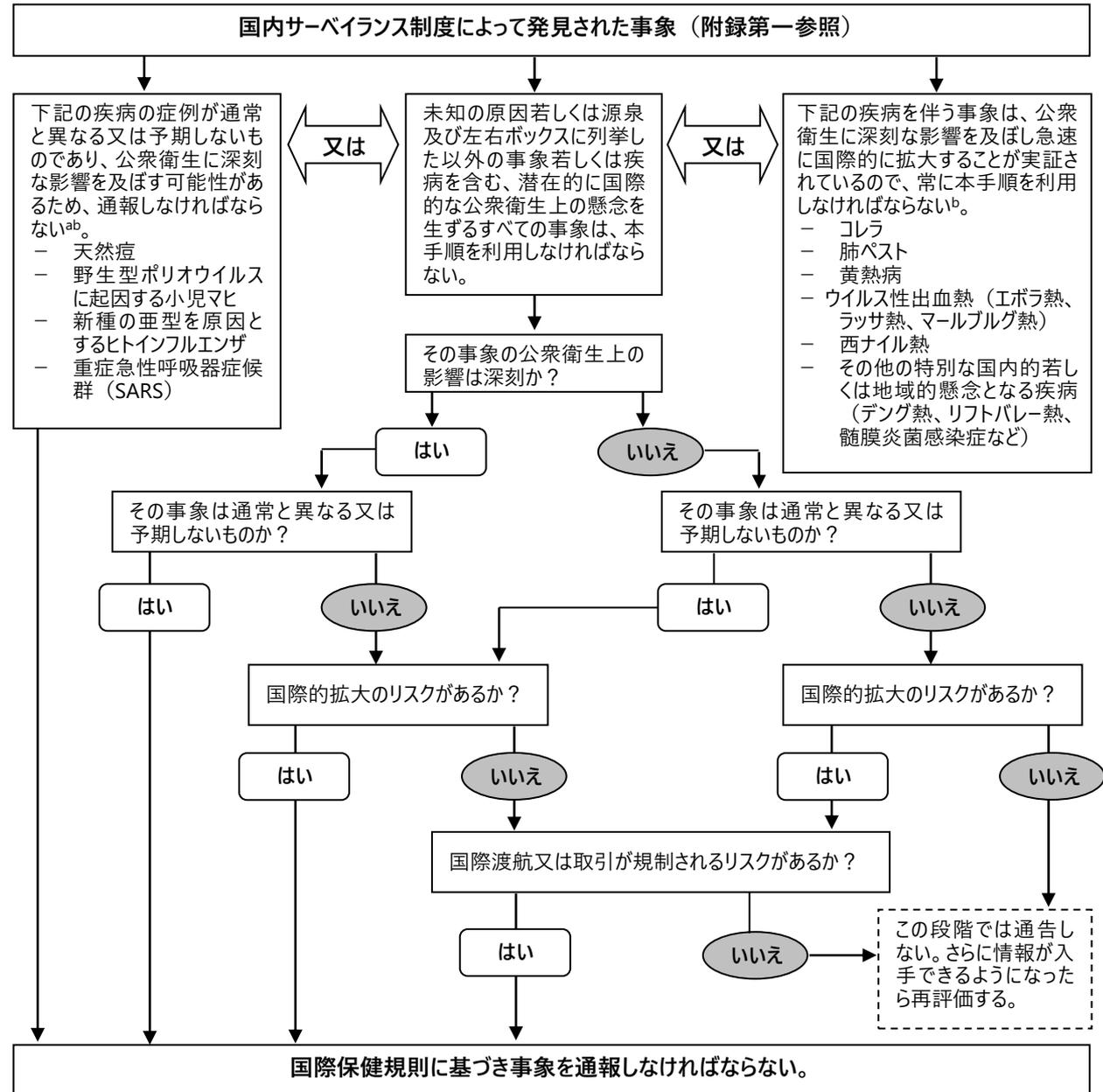
国内サーベイランスで検知された潜在的に国際的な公衆衛生上の懸念を生ずるすべての事象に対して、本手順を使用し、通告するか否かを評価。

## 1. WHO通報が必須の4事象

- 天然痘
- 野生型ポリオウイルスに起因する急性弛緩性麻痺
- 新種の亜型を原因とするヒトインフルエンザ
- 重症急性呼吸器症候群(SARS)

## 2. PHEICアセスメントの実施が必須の6事象

- コレラ
- 肺ペスト
- 黄熱
- ウイルス性出血熱 (エボラ、ラッサ、マールブルグ)
- ウエストナイル熱
- その他の国内的又は地域的懸念となる特別な疾病 (例: デング熱、リフトバレー熱、髄膜炎菌感染症)



# IHR国家連絡窓口の対応

## 1. WHOとの情報共有・連携

- 中国渡航者の入国時措置等、追加的な保健措置(43条)に関する通報
- IHR 6条に基づく継続的な新型コロナウイルス感染症やエムポックスの症例情報を共有
- IHR 8条に基づく欧州及び米国における小児の原因不明の重篤な急性肝炎症例情報を共有

## 2. 他のIHR国家連絡窓口(NFP)との間の情報交換

- 新型コロナウイルス感染症やエムポックス、結核、麻疹症例に関する国際渡航関連の公衆衛生リスクの情報共有・照会（44条・30条）
- 主に検疫陽性症例に関する懸念される変異株(VOC)情報、国際ゲノムデータベース(GISAID)の情報共有（44条）
- 技術関連情報への照会の対応（44条） 等

## 3. その他

- 危機管理情報他国公衆衛生当局との連携 等
- 他国公衆衛生当局との連携 等

# IHR部分改正の作業進捗

## 1. 背景

- 2022年1月にIHR(2005)を部分改正することに加盟国は合意。
- 2022年9月までに参加国から300を超える改正案が提出され、IHR検証委員会が改正案の検証結果を1月に報告した。
- 2023年3月現在、加盟国は委員会の提言も踏まえたうえで改正案について議論を行っている。
- 2024年5月のWHO総会で改正案が採択される予定。
- 同じく2024年5月に採択される予定のパンデミックに関する法的文書（通称：「パンデミック条約」）では、IHRの範囲外にあるパンデミック対応に関する課題が取り扱われる。

## 2. 改正案について

- 改正案は以下の通り分類可能：

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 範囲、目的および原則</li><li>• 管轄機関</li><li>• 通報、検証、情報共有</li><li>• リスク評価<br/>(PHEIC及び中間レベルの警戒の決定)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 公衆衛生対応と暫定的勧告</li><li>• 緊急委員会の招集と機能</li><li>• 渡航対策</li><li>• 協働と連携</li><li>• コンプライアンスの向上</li><li>• 基本的能力</li></ul> |
|---|---|